

# エジプト学研究第 21 号 2015 年

The Journal of Egyptian Studies Vol.21, 2015

## 目次

〈序文〉	吉村作治	3
〈調査報告〉		
2014 年 太陽の船プロジェクト 活動報告	黒河内宏昌・吉村作治	5
第 7 次ルクソール西岸アル＝コーカ地区調査概報		
近藤二郎・吉村作治・河合 望・菊地敬夫・柏木裕之・竹野内恵太・福田莉紗		19
〈特別寄稿論文〉		
年輪年代学とエジプト学	ピアース ポール クリースマン・ジェフリー S ディーン	45
〈研究ノート〉		
中王国時代の装身具利用からみた埋葬習慣の地域性	山崎世理愛	59
〈修士・卒業論文概要〉		
エジプト先王朝時代における石製品研究		
—その生産と流通からみた地域統合過程の変遷を中心に—	竹野内恵太	79
「古代テーベとそのネクロポリス (The Ancient Thebes and its Necropolis)」における		
遺跡の保存と活用	福田莉紗	87
古代エジプト古王国時代から第一中間期における王権観	松永修平	96
〈活動報告〉		
2014 年度 早稲田大学エジプト学会活動報告		103
2014 年 エジプト調査概要		107
〈編集後記〉	近藤二郎	113

# The Journal of Egyptian Studies Vol.21, 2015

## CONTENTS

Preface .....	Sakuji YOSHIMURA.....	3
<b>Field Reports</b>		
Report of the Activity in 2014, Project of the Solar Boat .....	Hiromasa KUROKOCHI and Sakuji YOSHIMURA.....	5
Preliminary Report on the Seventh Season of the Work at al-Khokha Area in the Theban Necropolis by the Waseda University Egyptian Expedition .....	Jiro KONDO, Sakuji YOSHIMURA, Nozomu KAWAI, Takao KIKUCHI, Hiroyuki KASHIWAGI, Keita TAKENOUCI and Risa FUKUDA.....	19
<b>Articles</b>		
Dendrochronology and Egyptology .....	Pearce Paul CREASMAN and Jeffrey S. DEAN.....	45
Regional Variability of Personal Adornments and Burial Customs in the Middle Kingdom .....	Seria YAMAZAKI.....	59
Summary of the Recent Undergraduate Theses.....		79
Activities of the Society, 2014-15.....		103
Brief Reports of Fieldworks in Egypt, 2014.....		107
Editor's Postscript.....	Jiro KONDO.....	113

## 卒業論文概要

## 古代エジプト古王国時代から第一中間期における王権観

松永 修平\*

## 1. はじめに

古代エジプトにおいて王権は非常に重要な役割を果たしてきたが、古王国時代から第一中間期にかけてどのように地方の州侯と関わっていたのだろうか。古代エジプトの王権観については内田杉彦が研究史をまとめている（内田 1978）。これまでの通説はフランクフォート（Frankfort, H.）に代表されるものであり、王は神と人間の両者を互いに結びつける役割を担う現人神と考えられ、また神々と対等な関係にある存在であり神性を備えた存在でもあるというものであった（Frankfort 1948）。さらに屋形禎亮は「王は創造神である太陽神ラーの化身として、この世においてラーの役割を演じ、マアトを維持する。役割を演じうる資格として、王は神性を有し、王である限りにおいて神とみなされ、しばしば「良き神」と呼びかけられた」としているように、王を人間とは別の存在であるとしている（屋形 1997）。また内田も同様に神王理念は古王国時代に成立したと述べている（内田 2003）。王は神と人間の仲介を行うために神としての性格を持つ必要があったのである。

一方で「王は神とは異なる存在である」という説から、現在では「王権は神性を持つ制度ではあるものの王自身は普通の人間であるために人間的な弱さを持つ存在であった」という説が有力になっている。木下理恵も王を神と同一視している史料は古王国時代のものではないとしている（木下 2003）。これは古王国後半に限定される結論ではあるが、少なくとも官僚階級にとって王は神とは考えられていなかったのである。第一中間期に入り王権は弱体化したとされてきた。この点について本卒業論文では後者の説を前提とし王権は古王国から第一中間期にかけてどのような存在であったのかに注目し考察した。そのためにこの時期に活躍した州侯が保持していた称号や彼らが残した碑文などから、彼らの王権に対する立ち位置がどのようなものであったのかについて注目した。また王権と神殿との関係についても、この時期に地方神殿に対してなされた免税や夫役免除の特権に着目し、そうした免除が王権に対して与えた影響についての考察を行った。

また古代エジプトにおいて宗教も切り離して考えることはできないため、第一中間期におこった宗教観の変化が王のあり方に及ぼした影響にも注目した。さらに王の理想像も当時の教訓文学である「メリカラ王への教訓」や「シヌへの物語」から見ていった。こうした教訓文学は当時の社会の状況を反映しており、加えて当時の人々が持っていた王権観などもうかがうことができるからである。

本卒業論文では古王国時代から第一中間期にかけての王権観を1つの側面からではなく、3つの側面から見ていき、同時に時代の変遷の中で起こった理想の王のあり方の変化についても考察した。

---

\* 早稲田大学大学院文学研究科修士課程

## 2. 州侯と王権

古代エジプトにおいて王権とは国家の中心の機能を果たしており、神王理念がその思想の根本であった。王の神性は、実際には王は自らの責務である「マアトの維持」を果たしている間は保たれていると考えられていた。そして王の王としての活動はすべてマアトの維持、そしてその実行という思想に基づいていた。王が完全に神性を獲得できるのは死んだ時であり、生きている間に王は神と同一視されることはなく、死ぬことで初めて神々の一員となることができたのである。そしてその神となった王の葬祭を行うことで王権は次の王へと渡されるのである。人々が生きている王を崇拜するときは王自身ではなくオシリス、アメン・ラー、ラー・ホルアクティなどの神々を崇拜していた。

地方では王権はどのように捉えられていたのか。これまでは古王国の末期から王権の弱体化が次第に進行し、そしてほぼ同時に地方の州侯らの権力が伸長し始め、地方分権化がはっきりと現れてくるようになると考えられてきた。しかし、カナワティ(Kanawati, N.)は古王国末期にはエジプト全土で経済的な衰退が見られ、テーベが新しく王朝を開くまでは地方分権化を進めた州侯は存在しなかった、つまり州侯は王権から経済的な側面において独立してはいなかったと考えている(Kanawati 1977)。

古王国時代が終わり第一中間期になると、革命が起こり王権によって保たれていた秩序は無くなる。貧乏人と裕福な者の立場は逆転し、掠奪や殺戮があらゆるところで発生したことが、この時代の教訓文学である「イプエルの訓戒」に多く描写されている。そしてこの第一中間期に非常に重要な役割を果たしたのがこの州侯であり、彼らについて知るための手掛かりの一つが保持していた称号である。

まず州侯の成立から見ていく。第5王朝半ば以来、中央から地方に派遣された州知事が任地に土着するようになっていった。王はその家系の中から次の州知事を任命するようになり、州知事職の世襲化が起こる。そして王の任命権が有名無実化し、この段階で州侯が成立したとすることができる。また王は王権の安定のために州侯を利用し、彼らに権力を与えていった。

第4、5王朝において、州の行政の役割を担ったのは「大地所の管理者」の称号を持つ者であった。また同時に「大地所の管理者」の他にも「王の人民の長官」、「新しい村々の長官」、「要塞の長官」、「王の諸事の長官」、「土地のリーダー」、「使節の長官」が同時に用いられていた。しかし第6王朝に入ると彼らが保持する称号に変化が見られる。その中でも「大首長」という称号はすべての州にその保持者がいるわけではなかった。「大首長」の多くがその任地に土着したようだが、その地位が世襲化したわけではなく、またこの称号の変化は王朝の変化とは関係がなく、王都の近くでは古い称号が他の地域と比べ長く残っていた。

第一中間期には称号「某州の大首長」が上エジプト全土で用いられるようになった。この称号とともに「世襲貴族」、「伯」、「神官長」等の称号を持っていたものは州侯とみなすことができる。特に「神官長」称号を持つということは、州の行政に加えて神殿の行政についてもその人物が掌握していたとすることができる。ただし、この役職は「神官長」と兼任された例は非常に少ないことは考慮に入れる必要がある。つまり州侯がすべての権利を掌握しているとは言えない。

「上エジプト長官」の称号は第5王朝末期から見られるようになり、位階称号としても用いられていたとされる(吉成 1982)。彼らの役割は上エジプトからの徴税、王宮との連絡であり、王の支配の強化のために作られた役職だと考えられている。しかし「上エジプト長官」職が州長官たちの位階称号と考えられるのは第6王朝の中の短期間で、それ以外では他にも多くの貴族がこの称号を保持していたため彼らを州侯と呼ぶことはできない。またこうした称号の保持者は行政上において重要な役割を担っていた州や、オシリス神やハトホル神などの国家神の信仰地のある州に見られるだけであった。

第3州の「大首長」の称号をもつアネクティフィも第一中間期の州侯として有名である。モアラにある彼

の墓に残された自伝から、彼は第2州のホルスに導かれ、そこに平和をもたらしたとされる。またここでいうホルスとは王ではなく、隼神ホルスのことであることから、彼は自らの判断で行動したと考えられている(吉成 1982)。さらに彼は第4州に対して軍事遠征を行っているのだが、これもこの州の將軍ヘルモンティスによる要請を受けての行動であるため王の命令ではない。この時に戦った相手は第5州の「大首長」ウセルである(吉成 1982)。彼は「王の肉体の長男」を自称しており、第8王朝または第9王朝の王族だと考えられている。しかし西村洋子はアネクティフィが戦った相手はウセルではなく、第4・5州の市侯連合とし、ウセルが第9王朝の時代の間人だと仮定すれば、アネクティフィの時代には第4州には州長官はいないと考えている(西村 1985)。またいくら彼が強い独立心をもっていたとしても王族を相手に戦うとは考えにくいだろう。

以上見てきたことを考えると、州侯は各地で権力をそれぞれ伸ばしてはいるものの、称号が王から与えられていることや、全土での経済的衰退の影響のため王から経済的に独立できていないことなどを考えると、王権が力を失ったとは考えにくい。州侯たちが王の命令以外で動いていたのも、王の統治がエジプト全土まで及んでおらず自力で自らの管轄地を管理しなければならず、この時期の彼らによる群雄割拠は独立心のためではなく、あくまで王の役割の補助的なものだったと考えるのが適当であると結論付けた。

### 3. 神殿と王権

王権の弱体化の一つの理由とされるのが経済的な衰退、つまり国庫の窮乏化である。この国庫の窮乏を引き起こした理由として考えられるのが地方神殿への免税や夫役免除の特権の付与である。この説の是非について、地方神殿に対する免税が王権にどれほど影響を与えたのかという点から考察した。

まず免税特権や夫役免除の目的を見ていく。この免除がどういった目的で行われたのかについては二つの説が出されている。一つは地方勢力への王権の譲歩とみなすウィルソン(Wilson, J. A.)やゲーディッケ(Goedicke, H.)の説、もう一つはより有効な支配のための積極的政策とするマーティン＝パーディ(Martin-Pardey, E.)の説である。

ゲーディッケの説では弱体化を始めていた王権が神官の支持や忠誠を得るために免税特権の付与を行ったとしている(Goedicke 1979)。しかし畑守泰子はゲーディッケが第6王朝の免除特権付与の動機として地方での緊張が高まったことと、神殿が経済の中心として重視されるまでは指摘しているが、神殿や神官と役人の関係については曖昧なままにしていると述べている(畑守 1986)。

一方マーティン＝パーディは、地方神殿はもともと地方行政からは独立した存在であることと、またこうした免税などの勅令は行政と地方神殿の関係の再確認のためのものであるとしている。そして免除の目的は神殿に保護を与えることで地方勢力の台頭を防ぐことにあった。つまり王権による「勢力均衡」政策だったのである(Martin-Pardey 1976)。

免除が行われたことによる経済的影響は国家の衰退を招いた「自滅的制度」と考えられてきたが、カナワティはこの説を否定している。それはその免除が全ての項目に対して行われたのか、またその免除が行われた神殿の規模については不明であることから免除による国庫収入の減少の程度を正確に知ることができないためである(Kanawati 1977)。

上エジプトのコプトスにあるミン神殿の様子をコプトス勅令から詳しく知ることができる。ミン神はこのコプトスの神であるのと同時に東部砂漠地帯の守護神でもあり、そして豊穡神としても信仰されていた。この神殿に対する免除の項目については州内における労役、王宮などでの労役、夫役、軍事遠征または交易などのための遠征の徴発、さらに第6王朝期に入ると貢納物の納入の免除も加えられる。州内での労役は第5

王朝期、王宮などにおける労役は第6王朝期の勅令によるものであり、このことから免除の項目は時代ごとに変化をしていたことがわかる。その変化は王からの寄進によって領地を得ることで経済的基盤を固めてきた地方神殿と関わりがある。つまり第6王朝から王宮での労役や貢納物の納入が免除項目に含まれたということは、免除の目的が神殿を地方勢力から守ることにあるのだとすれば、経済的自立ができるようになったこの時期から項目に追加されたことも理解できる。

また、こうした免除勅令は基本的に「永遠に」と規定されているが、実際は王が自由にその取り消しを行えたことがコプトス B、C 勅令から確認できる<sup>1)</sup>。これはミン神殿に免除特権を与えるための勅令であり、またこのようにある場所に免除特権が付与された場合、他の場所では免除特権を失う可能性があることを示していることから、免除特権は同時にあらゆる場所に対してなされた措置ではないことがわかる。さらに免除を行うことはその徴税分の税収がなくなるということであり、また免除の取り消しが自由であるということを見ると、この免除自体は王権の経済状況に大きな影響を与えたとは言えないのである。

次に地方行政と神殿行政の関係について見ていく。前章で述べたように、上エジプト長官の役割は徴税を含んでいたことから、神殿に対する徴税も当然彼らの仕事の一つであった。しかしこの徴税が免税特権を持つ神殿に対しても行われていたことが、違反者に対する懲罰の規定が設けられていたことから推測できる。

また、コプトス D 勅令には免除と保護のためならば神殿への介入が許されていることが示されており、またこの権利は中央政府の役人が所持していたと考えられている。このことから神殿は王権からの独立ができていたわけではないことがわかる。

以上のことから地方神殿に対する貢納や夫役免除は、地方の役人が神殿に干渉することを禁止し、そうした介入から神殿を守るといった目的も含んでいないことがわかる。この神殿に対する介入の阻止は彼らの勢力の拡大の進行を促したとは言えない。さらにこの免除も王権が自由に行使しており、王権の経済基盤を揺るがすような「自滅的制度」ではないのである。

#### 4. 宗教観の変化と王の理想像

古代エジプトにおいて王権と宗教とは切っても切り離せない関係である。この世の秩序は神が定めているのと同じように、王権もまた神が定めている。しかし王権は神が定めたものであるという前提のもとで、王の在り方は古王国時代から第一中間期にかけて姿を変えていった。また古王国の終わりにかけて古代エジプト人の宗教観も変化をしていく。

まず宗教観の変化から見ていくと、古王国時代において死後の永生は王だけに許された特権であった。そして王の家臣や官僚階級の人々は王に仕えることで恩寵を受け、王と同様に死後の永生の権利を得ることができていた。つまり王は不死を享受するだけでなく、不死の源とも考えられていたのである。また不死のための努力には公平性は存在しなかった。つまり古代エジプトの宗教は来世での生活に希望を与えるために登場したものの、庶民階級はただ穴に埋められるだけでそれを享受することはできず、富裕層だけが不死の獲得への儀式であるそれ相応の埋葬をできるだけ余裕があったのである。

しかし第一中間期になるとその特権は一般民衆にも広まり、普遍的なものへと変化していった。王や貴族でなくても棺に呪文を刻めば誰もが永生を獲得でき、死後オシリス神となることができた。また古王国時代の終焉とほぼ同時に人間平等の思想が広まり始め、人間が平等であることは王が実現すべき責務となった。このような「正義」の価値の発見が第一中間期の最も注目すべき点の一つであり、正義が永遠の価値を持つものと考えられるようになった。このようなことにより、誰もが永生を獲得できるようになったといえる。こうした王の特権が民衆に広まったことは、王権の弱体化を示しているように見えるかもしれないが、王の

責務が人間平等の実現であることを考えると、死後の特権の普遍化も王の責務の一つだと考えられるため、そのようには考えにくい。反対に王権が力のほとんどを失っているのならば、万人の平等は達成できないであろう。

これまで古代エジプト人の宗教観は古王国時代において死後の永生は王にだけ許されていたものが、第一中間期に入るとその特権は民衆にも広まり、所謂「来世の民主化」の思想が登場し始めたことを確認した。このような「来世の民主化」思想は一見王権の弱体化を反映しているようにも見えるが、これは人びとに平等を実現するためには王権の力がなければ成し遂げられない。そのため宗教観の変化からも王権の力が失われたとは言えないのである。

次に王の在り方の変化について見ていく。ホルヌクはエジプト人の歴史を祝祭の際に演じられる祭祀劇に例えている。王は即位することで初めてホルスの役を演じることができたのである。そして王はこの役割を演じる限り神とみなされるのである(内田 1978)。あくまで「神とみなされる」のであり、「神となる」わけではない。

第一中間期には古王国時代から広く取り入れられてきた王権観も見直されていくこととなる。王の神性は失われ、一人の人間的な弱みをもつ人間として考えられるようになった。古王国時代までは、王に要求されていた資質は「権威」と「悟性」であった。しかし第一中間期に入るとさらにマアト、所謂「正義」も必要と考えられるようになった。

「メリカラー王への教訓」もまた第一中間期における王の理想像について言及している。この作品は第一中間期末期に成立したと言われ、第10王朝最後の王メリカラーに対し父が記した教訓である。ここでも「正義」の遂行こそが、神の定める秩序にふさわしい行いであり、それが王であるための義務であったとされている。以下のように記述されている。

地上における限り正義を遂行すべし。涙流すものを宥め、未亡人を虐げず、誰もその父の財産から押し  
のけず、いかなる役人もその地位から退けるな。不正に罰することのないよう心せよ。殺してはならぬ。  
汝に何も益するところがないからだ。(中略)。かくしてこの国は固まろう。

人は死後も生き続け、その行為はかたわらに山と積みあげられる。(中略)。悪事を犯さずしてそこに  
至るものは、神のごとくにそこで(生き)つづけ、永遠の主のごとくに自由に歩めよう。

(屋形・杉 1978 より引用)

ここから古王国時代のように王が神王であることで永生を保証するのではなく、こうした「正義」を遂行することが永生を獲得するための条件だということがわかる。

「シヌへの物語」においても、エジプト人にとっての理想の人間像、秩序、本質が描かれており、この作品からも「正義」の遂行の重要性を確認できる。またこの作品において見られる重要な表現がもう一つある。それは王のもたらず秩序の重要性である。シヌへは、ある事情<sup>2)</sup>で国外に逃亡し、最終的に落ち着いた場所で高い地位を得ているにもかかわらず再びエジプトへ戻ることを祈る。これはエジプトにおいて何よりも王の秩序の下にあることが重要とされることを示していると考えられる。そしてエジプト人が国内にいることに大きな安心感を感じるほど王が秩序の維持を保っていたこともこの教訓から推測できる。

以上、古王国から第一中間期にかけて王権の在り方においても変化が見られることが確認できた。権威を振りかざすことによる統治から、正義の遂行によって人びとに平等をもたらす統治への変化である。そして

やはりこの正義を成し遂げるためにも王権は力を保持する必要があるのである。

## 5. 終わりに

以上本卒業論文では、エジプト古王国時代から第一中間期にかけての州侯、神殿、宗教と王権との関わり、そして王の理想像の変化について見てきた。それぞれの視点から考えても、王権は力を失ったというよりもむしろ、王権観の変化、または王の在り方の変化があったのに過ぎなかったと言えるのではないだろうか。また、この卒業論文で扱った資料は主に古王国時代と中王国時代のものが中心であり、第一中間期の王権観を明らかにしたとは言えない。そのため今後この時期の研究をさらに進めていく必要がある。

## 註

- 1) 「この上エジプトにある免除された村々において、いかなる免除もなしてはならぬ」(畑守 1986 より)
- 2) 「シヌへの物語」(『古代オリエント集』杉勇編、筑摩書房、1978年、403 - 414頁) 参考。アメンヘムハト一世の暗殺を知り、センウセルト一世はリビアへの遠征から急いで王宮へと向かう。その時に軍隊にいた王子も暗殺を利用して即位しようと計画する。これを聞いたシヌへは逃亡を決意する。この逃亡の理由は不明である。おそらくセンウセルト一世の地位が失われることを恐れたのか、王の暗殺計画を黙認したことの責任を恐れたのかであろう。

## 参考文献

- Brewer, D. J.  
2012 *The Archaeology of Ancient Egypt: Beyond Pharaohs*, Cambridge, New York, Cambridge University Press.
- Frankfort, H.  
1948 *Kingship and the Gods*, Chicago.
- Goedicke, H.  
1979 "Cult-Temple and 'State' during the Old Kingdom in Egypt", in Lipiński, E. (ed.), *State and Temple Economy in the Ancient Near East I*, Belgium, pp.113-131.
- Hayes, W. C.  
1993 "The Middle Kingdom in Egypt", in Edwards, I.E.S. et al. (eds.), *Cambridge Ancient History I-2* (3rd Edition), Cambridge, pp.518-523.
- Kanawati, N.  
1977 *The Egyptian Administration in the Old Kingdom: Evidence on Its Economic Decline*, Warminster.
- Martin-Pardey, E.  
1976 *Untersuchungen zur ägyptischen Provinzialverwaltung bis zum Ende des Alten Reiches*, Hildesheim.
- Okon, E. E.  
2012 "Religion and Politics in Ancient Egypt", *American Journal of Social and Management Sciences* 3(3), pp.93-98.  
2012 "Archaeological Reflection on Ancient Egyptian Religion and Society", *European Scientific Journal* vol.8 No.26, pp. 107-117.
- Shaw, I.  
2000 *The Oxford History of Ancient Egypt*, New York.
- Trigger, B. G., Kemp, B. J., O'Connor, D. and Lloyd, A. B.  
1983 *Ancient Egypt: A Social History*, Cambridge.
- Wilson, J. A.,  
1956 *The Culture of Ancient Egypt*, Chicago.
- アスマン, J.  
1987 『エジプト初期高度文明の神学と信仰心』(吹田浩訳)、関西大学出版.
- イオンズ, V.  
1988 『エジプト神話』(酒井傳六訳)、青土社.
- 石上玄一郎  
1980 『エジプトの死者の書 宗教思想の根源を探る』、人文書院.
- 内田杉彦  
1978 「エジプト — 王権観をめぐる —」『オリエント』21(1)、日本オリエント学会、26-30頁.  
2002 「古代エジプトの死後の世界」『明倫歯誌』5(1)、明倫短期大学紀要委員会、58-63頁.



- 2003 「ピラミッドと王権」『明倫歯誌』6(1)、明倫短期大学紀要委員会、55-61頁。  
2004 「古代エジプト人と神々」『明倫歯誌』7(1)、明倫短期大学紀要委員会、39-44頁。
- 大貫良夫、前川和也、渡辺和子、屋形禎亮  
2009 『世界の歴史1 人類の起源と古代オリエント』、中公文庫。
- 木下理恵  
1993 「古代エジプトの式文「ヘテブ-ディ-ネスウ」の王権観」『史泉』(78)、関西大学史学会、1-28頁。  
2003年『『プタハホテップの教訓』に見る古代エジプト古王国時代のマアト』『史泉』(98)、関西大学史学会、1-18頁。
- ロザリー・デイビッド  
1986 『古代エジプト人 その神々と生活』(近藤二郎訳)、筑摩書房。
- 西村洋子  
1985 「古代エジプトの州侯に関する一考察(1)」『史泉』(62)、関西大学史学会、1-16頁。  
1986 「古代エジプトの州侯に関する一考察(2)」『史泉』(63)、関西大学史学会、17-55頁。  
1987 「古代エジプト・ヘルモポリス州のハトヌブに残されたネヘリ・グラフィティについて」『史泉』(66)、関西大学史学会、1-11頁。
- 萩生田憲昭  
1987 「古代エジプト第1中間期のクロノロジーについて」『史泉』(65)、関西大学史学会、1-23頁。
- 畑守泰子  
1986 「エジプト古王国後半における貢納・夫役免除の意義 — 地方神殿を中心に —」『史学雑誌』95(7)、公益財団法人史学会、39-62頁。  
1996 「エジプト古王国時代の葬祭領地と神殿」『人文学報』268、人文学報編集委員会、13-41頁。  
1997 「ピラミッドと古王国の王権」、樺山紘一編『岩波講座 世界歴史2』、岩波書店、211-232頁。
- 三笠宮崇仁  
1988 『古代エジプトの神々 その誕生と発展』、日本放送出版会。
- 屋形禎亮  
1965 「イプエルの訓戒」、石母田正等編『古代史学講座11』、学生社、12-45頁。  
1976 「古代エジプトにおけるマアトについて 伝統と変革の問題をめぐって」『史潮』1、135-139頁。  
1997 「古代エジプト」、樺山紘一編『岩波講座 世界歴史2』、岩波書店、31-60頁。
- 屋形禎亮、杉勇訳  
1978 「シヌへの物語」、杉勇編『古代オリエント集』、筑摩書房、403-414頁。  
1978 「イプエルの訓戒」、杉勇編『古代オリエント集』、筑摩書房、450-462頁。  
1978 「メリカラー王への教訓」、杉勇編『古代オリエント集』、筑摩書房、518-526頁。
- 吉成薫  
1982 「古代エジプトの州侯 — 第一中間期の理解の手掛かりとして —」、『史観』107、早稲田大学史学会、308-321頁。

エジプト学研究 第21号

2015年3月31日発行

発行所 / 早稲田大学エジプト学会

〒169-8050 東京都新宿区戸塚町1-104

早稲田大学エジプト学研究所内

発行人 / 吉村作治

The Journal of Egyptian Studies No.21

Published date: 31 March 2015

Published by The Egyptological Society, Waseda University

1-104, Totsuka-chyo, Shinjyuku-ku, Tokyo, 169-8050, Japan

© The Institute of Egyptology, Waseda University